

第 14 回教育委員会

平成 28 年 7 月 26 日
午 前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第115号 大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について

議案第115号

大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について

1. 委 嘱

平成28年7月29日付をもって大阪市高等学校教育審議会委員を委嘱する

氏 名	現 職	大阪市高等学校 教育審議会規則 第3条による区分	任 期
新井 光淑	大阪市PTA協議会副会長	その他教育委員会が 適当と認める者（保護者）	平成28年7月29日 ～ 平成30年7月28日
有本 昌剛	関西外国語大学教授	学識経験のある者 （外国語）	平成28年7月29日 ～ 平成30年7月28日
高坂佳郁子	色川法律事務所 弁護士	学識経験のある者 （弁護士）	平成28年7月29日 ～ 平成30年7月28日
添田 晴雄	大阪市立大学 大学院文学研究科准教授	学識経験のある者 （教育）	平成28年7月29日 ～ 平成30年7月28日
廣田 雅美	大阪商工会議所 人材開発部次長 大阪企業家ミュージアム事務局長	その他教育委員会が 適当と認める者（経営）	平成28年7月29日 ～ 平成30年7月28日

2. 説明

大阪市高等学校教育審議会に諮問するにあたり、委員委嘱する。任期は、大阪市高等学校教育審議会規則第4条の規定に基づき、委嘱の日から2年間（平成28年7月29日から平成30年7月28日まで）とする。

3. 委員の略歴

○新井 光淑（あらい こうしゅく）氏の略歴

大阪市PTA協議会 副会長

○有本 昌剛（ありもと まさたけ）氏の略歴

関西外国語大学 教授

- ・平成9年～平成21年 大阪府教育委員会事務局 職員
- ・平成21年～平成25年 大阪府立高等学校 校長
- ・平成25年 関西外国語大学 教授

○高坂 佳郁子（こうさか けいこ）氏の略歴

色川法律事務所 弁護士

- ・同志社大学法科大学院嘱託講師
- ・株式会社TAIYO 社外監査役
- ・川上塗料株式会社 社外監査役
- ・日本山村硝子株式会社 社外監査役

○添田 晴雄（そえだ はるお）氏の略歴

大阪市立大学大学院文学研究科 准教授

- ・平成4年 大阪市立大学文学部 講師
- ・平成7年 大阪市立大学文学部 助教授
- ・平成19年 大阪市立大学大学院文学研究科 准教授

○廣田 雅美（ひろた まさみ）氏の略歴

大阪商工会議所 人材開発部次長 大阪企業家ミュージアム事務局長

- ・平成15年 大阪商工会議所入所
- ・平成17年～平成23年 大阪キャリア教育支援拠点運営協議会担当

(参考)

大阪市高等学校教育審議会規則

(組織)

第3条 審議会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。